

鳥取県選挙管理委員会告示第 47 号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

選挙区	候補者1人につき支出することができる金額
鳥取市	4,920,000 円
米子市	5,013,500 円
倉吉市	5,077,000 円
境港市	5,146,600 円
岩美郡	4,827,300 円
八頭郡	5,035,600 円
東伯郡	4,953,900 円
西伯郡	4,972,400 円
日野郡	4,910,700 円